

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

田辺市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている

お問合せ先

生活相談センター

電話：0739-33-7641

受付時間：（月～金曜日 8:30～17:00）

〒646-0028

田辺市高雄一丁目23-1
市民総合センター

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件

項目
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※基準額 市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/2を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする。
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？
ハローワークに求職の申し込みをしますか？

○上記のすべての項目に該当する方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の（生活相談センター）に相談してください。